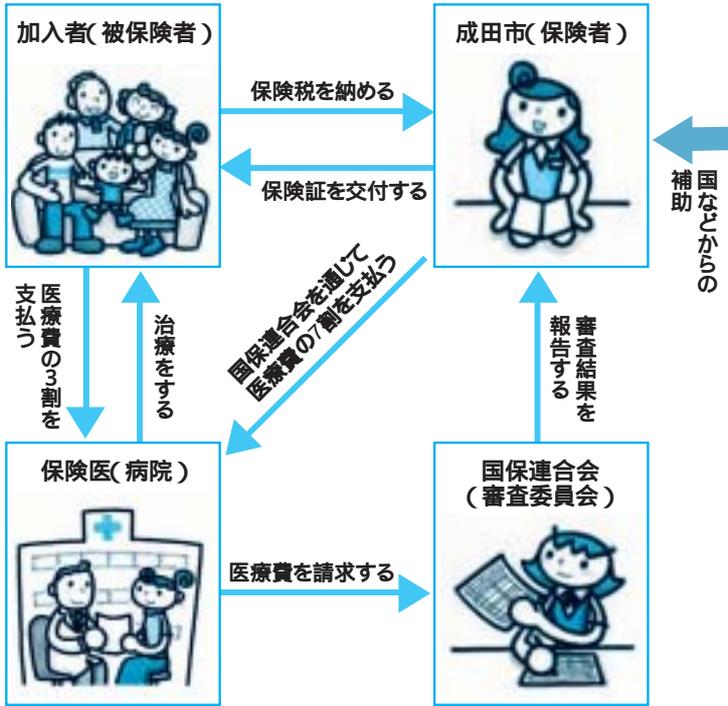


制度を理解し 健康で明るい生活を

ご存じですか
国民健康保険

国民健康保険のしくみ



国民健康保険は、会社などの健康保険に加入できない人が病気やけがをしたとき、経済的な負担が少しでも軽くすむように、収入などに応じた保険税を出し合い、国や県からの補助と合わせて医療費に充てる相互扶助制度です。

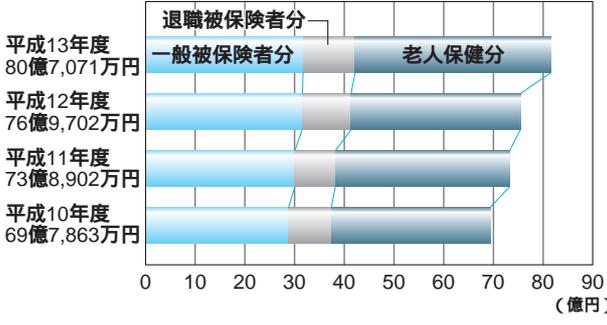
健康で明るい生活を送るため、この大切な制度を正しく理解し、みなさんの力で守っていきましょう。

みんなで助け合う 相互扶助制度

日本では、すべての人がいずれかの医療保険に加入すること(国民皆保険制度)になっています。国民健康保険も医療保険の一つで、住んでいる市区町村が運営し、加入者がお金(保険税)を出し合い、病気やけがをしたときの医療費や加入者の健康づくりのために、みんなで助け合おうとする相互扶助制度です。

急速な高齢化や医療技術の進歩に伴い、医療費は年々増加し、国民健康保険の運営は大変厳しくなっています。このまま医療費が増え続けると、国民健康保険の台所はパンク

医療費の推移



加入者が病気やけがをしたときに、病院や診療所に保険証を持って行けば、かかった医療費の一部を負担するだけで必要な医療を受けることができます。健康づくりで医療費を節約

保険税の納め忘れに注意

- 保険税は、国民健康保険を支える大切な財源として、加入者が負担するものです。この保険税を納付期限から一定期間滞納すると、特別な場合を除き、有効期間の短い「短期保険証」の交付や、保険証の返還、資格証明書の交付・保険給付の全部または一部が差し止められることとなります。納め忘れの無いよう注意しましょう。
- よく歩き、楽しみながら体を動かしましょう
- 冷暖房に頼らず、季節に適應する体を作りましょう
- 怒らず、よく笑い、心優しく暮らしましょう
- 早寝早起き、規則正しいリズムで毎日きちんとしているものを食べましょう

健康で明るい生活を送ることができるよう、この大切な制度を正しく理解し、みなさんの力で守っていきましょう。

国保ものしり辞典

Q だれが加入するの？

A 勤務先の健康保険、公務員などの共済保険などに加入している人、または生活保護を受けている人、健康保険加入者の扶養家族になっている人を除くすべての人が加入しなければなりません。

また、日本に居住する外国人も1年以上在留期間があり、ほかの保険に加入していない人は国保に加入することになります。

Q 加入の手続きは？

A 会社などを退職してから14日以内に、次のものを持って保険年金課（市役所1階）で手続きをしてください。



手続きは保険年金課で

○印鑑

○今まで入っていた健康保険の資格喪失証明書（または退職証明書・離職票など）

○同じ世帯で、すでに国保の加入者がいるときは国保の保険証

Q 受けられる給付は？

A 国保に加入している人が病気やけがをしたとき、国保の療養取り扱い機関になっている病院、診療所（医院）に保険証を持って行けば診療を受けられます。

この場合、医療費の3割（一部負担金）を支払うだけで、残り7割は市が負担します。

また、3割の自己負担が高額となった場合は、高額療養費が支給されるほか、高額な医療費の支払いで困ったときに高額療養費が支給されるまでの間、療養に要する費用を支払う資金を貸し出す制度もあります。

そのほかにも、次のような給付があります。
○療養費：やむを得ない理由で保険を取り扱わない病院で診療を受けたときや、保険証が提出できず、医療機関に医療費を全額支払ったとき
○出産育児一時金：国保加入者が出産したとき（出産育児一時金の支給が見込まれる世帯主に、出産に要する費用を支払うための資金を貸し付ける制度もあります）
○葬祭費：国保加入者が死亡したとき

○人間ドックの助成：国保加入者が人間ドックを受検したとき

○退職者医療制度について？

A 国保に加入している老人保健の対象とならない人で、厚生年金や共済年金などの加入期間が20年（または40歳以降10年以上あり、現にその年金を受給している人）とその被扶養者は、老人保健の医療を受けるまで退職

Q 退職者医療制度について？

A 国保に加入している老人保健の対象とならない人で、厚生年金や共済年金などの加入期間が20年（または40歳以降10年以上あり、現にその年金を受給している人）とその被扶養者は、老人保健の医療を受けるまで退職

こんなときは届け出を

下記に該当するときは、14日以内に保険年金課に必ず届け出をしてください。忘れると給付が受けられなくなることもあります。

	こんなとき	持ってくるもの
加入する	成田市に転入してきたとき	転出証明書
	ほかの健康保険をやめたとき	健康保険の離脱証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳、保険証
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
脱退する	成田市から転出するとき	保険証
	ほかの健康保険に入ったとき	国保と健康保険の保険証
	死亡したとき	印鑑、死亡を証明するもの、保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、保険証
その他	住所・世帯主・氏名・続柄などが変わったとき	保険証
	退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証
	保険証を紛失・破損して再交付を受けるとき	身分を証明するもの（使えなくなった保険証）
	就学のため市外で居住するとき	印鑑、在学証明書、保険証
	長期にわたり旅行などをするとき	印鑑、保険証

者医療制度の適用を受けず。

退職者医療制度の被保険者に該当すると、本人は入院・外来とも2割、被扶養者は入院2割・外来3割の負担で保険診療が受けられます。

擬制世帯主の取り扱いが変わりました

擬制世帯（世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入している世帯員のみ国民健康保険に加入している世帯）が世帯主の変更を希望する場合、その擬制世帯に属する国民健康保険の被保険者を国民健康保険における世帯主とすることができるようになりました。

世帯主変更に必要な条件

- ・擬制世帯主の同意を得ている
- ・擬制世帯主が国民健康保険税を完納している
- ・新世帯主が、国民健康保険税の納付義務や各種届け出の確実な履行が見込まれること
- ・変更手続き

擬制世帯主の同意書を添えて、新世帯主となることを希望する人が保険年金課に申請

国民健康保険について詳しくは保険年金課（☎20・1526）へ。